

佐賀労働局職業安定部公式ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）運用方針

1 目的

「厚生労働省ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に準じ、佐賀労働局職業安定部が開設する佐賀労働局職業安定部公式ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下「SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

- (1) 佐賀労働局職業安定部は、以下のアカウントを開設する。

	アドレス
職業安定部 X（旧 Twitter）	https://twitter.com/sagakyoku
ハローワーク LINE	https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=056jgmzg

- (2) 職業安定部 X（旧 Twitter）は、佐賀労働局が関係するセミナーや面接会等のイベント情報、各種助成制度・支援制度、統計情報等を発信することで、広く事業主等へ周知・広報を行うことを目的とする。
- (3) ハローワーク LINE は、佐賀労働局 HP 等と連携し、広く求職者に対し必要な情報の提供、佐賀労働局及び管内公共職業安定所が開催する就職に資するイベント情報等を発信することを目的とする。
- (4) 上記（1）の佐賀労働局職業安定部公式 SNS は、専ら情報の発信及び提供を行うものとし、意見・問い合わせは、佐賀労働局 HP の「労働局へのご意見」において受け付ける。<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou41/saga-roudoukyoku-goiken>

3 運用方法

- (1) 職業安定部 X（旧 Twitter）では、職業安定部の各課・室および管内公共職業安定所における次の情報を運用し、発信することとする。
- ・佐賀労働局が主催・共催・後援するセミナー、面接会、企業説明会等、公表統計情報、各種助成制度・支援制度等事業主向けサービスの情報等
- (2) ハローワーク LINE では、職業安定部の各課・室および管内公共職業安定所における次の情報を提供、発信することとする。
- ・求職者向けサービスの情報や、実施するセミナーや面接会等
- (3) この他、職業の安定に資すると認められる情報を発信することができる。

4 免責事項

- (1) 佐賀労働局職業安定部公式 SNS の掲載情報の正確性には万全を期しているが、利用者が佐賀労働局職業安定部公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、佐賀労働局及び管内公共職業安定所は責任を負わない。

- (2) 佐賀労働局職業安定部公式 SNS に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は佐賀労働局職業安定部公式 SNS に関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害について、佐賀労働局及び管内公共職業安定所は責任を負わない。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は佐賀労働局及び管内公共職業安定所に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、佐賀労働局及び管内公共職業安定所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (4) 上記のほか、佐賀労働局職業安定部公式 SNS に関連して生じたいかなる損害についても佐賀労働局及び管内公共職業安定所は一切の責任を負わない。

5 利用者によるコメント等の削除等

下記に該当すると判断したコメント等は、予告なく削除等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等佐賀労働局若しくは開設所又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、商業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 犯罪行為等を誘発又は助長する場合
- (9) 虚偽若しくは事実と異なるもの、単なる風評又は風評を助長させるもの
- (10) 本人の許諾なく個人情報を特定、開示、漏えい等するなどプライバシーを害するもの
- (11) 他の利用者、第三者等になりすますもの
- (12) 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容又は内容が似通っている場合
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現等を含むもの
- (15) 各 SNS 利用規約に反する場合
- (16) 佐賀労働局職業安定部の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (17) 佐賀労働局職業安定部の発信する内容に関係ないもの
- (18) その他、佐賀労働局職業安定部が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権等

佐賀労働局職業安定部公式 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為に限って、佐賀労働局職業安定部に無断で転載等を行うことができる。

また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁ずる」等の注記がある場合には、この限りではない。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は佐賀労働局 HP に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和4年3月1日

令和4年9月1日改定

令和5年10月1日改定

令和6年3月 日改定

佐賀労働局職業安定部職業安定課